

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業者名 東京都交通局
 代表者名（役職名及び氏名） 局長 久我 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
都営線6駅 三田線・新宿線の駅計7か所	エレベーター整備（令和4～6年度合計） トイレの改修（令和4～6年度合計）	整備に向けた設計を実施 新板橋駅、蓮根駅で改修完了
浅草線全駅	ホームドア整備（令和5年度まで）	宝町駅、日本橋駅、人形町駅、東日本橋駅で整備完了
三田線三田駅 三田線全駅※当局管理駅	ホームと車両の段差・隙間の縮小 ・三田線三田駅への可動ステップ追加設置完了（令和5年度） ・三田線での対策完了（令和6年度）	（可動ステップ）設置に向けた準備を実施 （三田線での対策）計画達成に向け準備工事等を実施
三田線、新宿線、大江戸線	地下鉄車両の更新 三田線4編成、新宿線4編成、大江戸線9編成更新（令和4～6年度合計） 日暮里・舎人ライナーの車両更新 12編成更新（令和4～6年度合計）	三田線4編成、新宿線4編成、大江戸線2編成更新 4編成更新

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
職員等が求めに応じて提供する設備の役務の提供	聴覚障害者からの求めに対して、筆談具を用いて応じられるよう、職員への教育を随時実施する。	計画の通り実施済み
設備を用いた情報提供	運行情報表示装置等を使用して、障害のある方に対し、運行情報等を文字及び音声により提供できるよう、設備の点検を実施する。	計画の通り実施済み

職員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	スロープ板等による必要な役務の提供を行えるよう、職員への教育を随時実施する。	計画の通り実施済み
------------------------	--	-----------

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームドア未整備駅への警備員配置	視覚障害者の転落防止等のため、ホームドア未設置の浅草線の駅に、早朝から深夜まで警備員を配置する。	計画の通り実施済み
ホームドア整備等の警備員配置	各線のホームドア設置・更新工事の際には、プラットホームに警備員を配置する。	計画の通り実施済み
「サービス介助士」資格取得	全ての駅係員のほか、乗務員の「サービス介助士」の資格取得を進める。	駅係員45名、乗務員1名が取得

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内液晶モニターの設置	三田線4編成、新宿線4編成、大江戸線9編成設置 (令和4～6年度合計)	三田線4編成、新宿線4編成、大江戸線2編成更新

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	駅係員等を対象として、高齢者や障害のあるお客様への接遇に関する研修を実施する。	計画の通り実施済み
「サービス介助士」資格の取得促進	駅係員、乗務員等の「サービス介助士」資格取得を支援する。	駅係員45名、乗務員1名が取得

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サインの掲示	エレベーター、優先席等において、高齢者、障害のあるお客様等の優先利用に関する案内サインを掲示する。	計画の通り実施済み

車内放送等での呼び掛け	エレベーター、優先席等において、高齢者、障害のあるお客様等の優先利用に関する案内サインを掲示する。	計画の通り実施済み
-------------	---	-----------

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・都営交通モニター調査により、施設、車両、接遇等に対する意見聴取を実施した。 ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を局内で共有するとともに、取組の改善に活用した。
--

(3) 報告書の公表方法

当局ホームページに掲載 URL: https://www.kotsu.metro.tokyo.jp/about/safety/initiatives_for_facilitation.html

(4) その他

特になし

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

事業者名 東京都交通局

代表者名（役職名及び氏名） 局長 久我 英男

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	